

「文化の秋」に憲法を考えよう！

11月の二つの講演会への誘い

1946(昭和21)年11月3日に、日本国憲法が公布されました。1948(昭和23)年7月20日に公布・施行された「国民の祝日に関する法律」で、憲法公布の11月3日は日本国憲法が平和と文化を重視していることから「自由と平和を愛し、文化をすすめる」日として「文化の日」とされました。しかし、もともとは嘉永5年9月22日(西暦1852年11月3日)が明治天皇の誕生日であり、明治6年以降11月3日は天長節(いまでいう天皇誕生日)という祝日でした。昭和2年からは11月3日は明治節という祝日となりました。憲法公布当時の吉田茂首相は、あえて明治節の日を選んで憲法を公布したといわれています。

そんな11月の二つの講演会を紹介します。一つは長崎県保険医協会が主催する「憲法を考える講演会」で、もう一つは私たちの秋の教研の特別講演です。

長崎高教組・長崎私教連 長崎県教育研究集会

特別講演 「教育と憲法」 (仮題)

講師 渡邊 弘 さん 活水女子大学准教授

日時 11月22日(金) 19:00~20:30

会場 諫早「高城会館」 諫早市高城町76 諫早高校そば

その他 駐車場は、上山公園駐車場(徒歩4分)

問い合わせは、長崎高教組 095-827-5882



【聞きどころ】

安倍政権誕生後の憲法第96条改定の策動や集団的自衛権行使容認への解釈改憲などの動きの中で、憲法への関心、憲法をめぐる論議が高まり、憲法の専門家であり、大学の講座でリアルタイムで憲法を論じている渡邊先生の講演は、県内のあちこちで開かれ、大いに反響を呼んでいます。

今回の講演では、教育研究集会の特別講演という位置づけに対応し、憲法論だけでなく憲法を教育との関わりで論じていただくことになっています。私たちの日々の教育活動と憲法の関係、現憲法では可能だが「自民党改正草案」ではどうなるのかなど身近な問題として憲法を考える機会になることを願っています。

講座を受講している活水大学の生徒たちも参加することが予想されます。

憲法を考える講演会

「どうなるわが国？ どうなる憲法？」 (仮題)



講師 伊藤 真氏

伊藤塾塾長・弁護士・日弁連憲法委員会副委員長

日時 11月2日(土) 14:00~16:00

会場 長崎県総合体育館 2階 大研修室

(アリーナかぶとがに) 長崎市油木町7-1

その他 参加費 無料

駐車場あります

問い合わせは、県保険医協会 095-825-3829

【伊藤氏のプロフィール】

1981年 東京大学法学部在学中に司法試験に合格。

大学卒業後司法研修所入所。司法修習修了と同時に弁護士登録。

1995年 「伊藤真の司法試験塾(現伊藤塾)」を開塾

大学での講義のほか、代々木ゼミナールの教養講座講師、日経ビジネススクール講師、全国各地の司法書士会、税理士会、行政書士会などの研修講師も務める。

著書 「伊藤真の試験対策講座」シリーズ(弘文堂)をはじめ多数

【伊藤真 著 『中高生のための憲法教室』(岩波ジュニア新書)を読もう】

のっけからクイズで申し訳ない。次のAとBどちらが正しいでしょうか？

A 憲法は、国民が守るべき義務です。

B 憲法は、権力者が守るべき義務です。

もちろん、正解はBの「憲法は権力者が守るべき義務」です。昨年4月に自民党が発表した「日本国憲法改正草案」が安倍政権誕生以後クローズアップされ、憲法の本質や立憲主義についてマスコミが取り上げることが多くなり、浸透してきた感がありますが、まだまだ憲法のことについて知らないことが多すぎると感じています。

この本は中高生のために書かれています。しかし、私たちにとっても確認すべきことが数多くあります。

憲法には、国民の自由と権利、個人の人権が尊重されると定めてあります。誰から尊重されるかということ、権力からです。平たく言うと、権力者が勝手に重税を課したり、勝手に戦争をしたり、徴兵したり、出自によって差別したりしないように、憲法が歯止めをかけているのです。

自民党「改正草案」では「基本的人権の永久不可侵性」を定めた第97条がまるごと削除されていたり、国民の自由と権利を保障する第12条に「常に公益および公の秩序に反してはならない」と加えたりしています。自民党「改正草案」を読めば読むほど、立憲主義から遠いと感じられます。

講演に期待しています。